

10.

超音波検査士
制度委員会

超音波検査士制度委員会

増山 理

(兵庫医科大学内科学循環器内科)

目標と認定組織

超音波検査の施行を許された者は限られている。医師以外では、我が国の看護師・准看護師・臨床検査技師・診療放射線技師のいずれかの免許を有する者に資格がある。しかし、資格があるもの全員の技術が一定の水準を保っているわけではなく、職人としての修業が必要である。日本超音波医学会（The Japan Society of Ultrasonics in Medicine : JSUM）には、超音波医学ならびに医療のレベルを維持、向上する責務がある。超音波検査士認定制度は、「超音波検査の優れた技能を有するコメディカル・スタッフを専門の検査士と

して認定し、超音波医学並びに医療の向上を図り、もって国民の福祉に貢献すること」を目的としている。超音波検査士を認定するのは、本学会であり、国や自治体ではない。当認定制度は、1985年に始まり、第1回の委員長は竹原靖明先生、副委員長は坂本二哉先生と内田六郎先生で、学会理事長は奥山大太郎先生であった。竹原先生は、最近まで超音波検査士制度委員としてご活躍されていた。

図1に、第1回から現在までの受験者数と合格者数を示す。1985年では受験者数が81名であったのが、2011年には受験者（応募者）数が1965名へと着実に増加している。今までの総平均合格

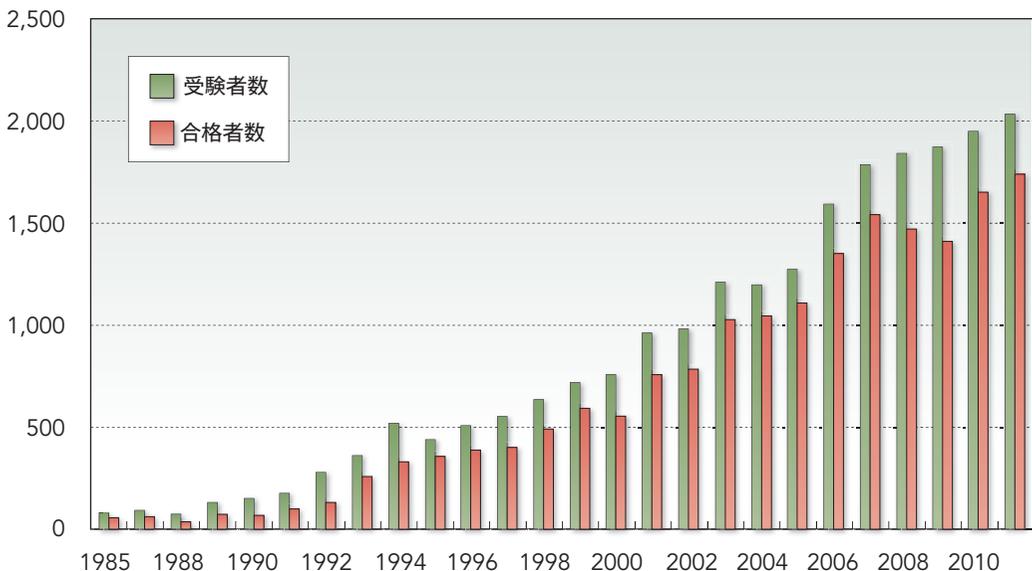


図1. 超音波検査士の受験者数と合格者の推移

率は、70.5%である。このグラフの合格者数を合計したものが超音波検査士数となるが、複数の領域で取得している者と資格更新できなかった者がいることを指摘しておく。現在のすべての超音波検査士の氏名・所属・認定年月日が、本学会のホームページにて公示されている。

内容

“社団法人日本超音波医学会認定超音波検査士 (JSUM Registered Medical Sonographer :RMS)” というのが正式名であるが、長すぎるので、一般的には超音波検査士、または検査士と呼ばれている。現在は、「体表臓器」、「循環器」、「消化器」、「泌尿器」、「産婦人科」、「健診」、「血管」の7つの臨床領域があり、同一年度につき1領域のみ受験できる。中には、これらのすべての領域の超音波検査士資格を有する者もいるが、受験するだけでも7年以上かかる計算になる。

受験資格

受験者は、以下の条件をすべて満たしていなければならない。

- ① わが国の看護師・准看護師・臨床検査技師・診療放射線技師のいずれかの免許を有し、コメディカル・スタッフとしての人格および見識を備えていること。
- ② 当該年度の12月31日までに、3年以上継続して、本学会の正会員もしくは準会員、または日本超音波検査学会の会員であること。
- ③ 受験を希望する臨床領域で、超音波検査150例以上の経験を有すること。
- ④ 本学会認定超音波専門医によって推薦されること。

なお、③の「150例以上の経験」については、個人情報保護法の施行により、経験を証明するデータの提出が困難となったために、実際の応募時には20症例に画像つき抄録を提出していただ

いている。②は、本学会の会員でなくても、3年以上継続して日本超音波検査学会（臨床検査技師が主な構成員である）の会員であればよいという意味である。

審査方法・費用

認定試験は筆記試験で、関東と関西の会場で毎年2月に行われる。受験するには、まず、本学会から超音波検査士試験申請書類を取り寄せなければならない。

申請書類を完成し、以下の書類を定められた期間内に（2011年度は、2011年8月1日～9月26日であった）を本学会に送る。

- ① 超音波検査士認定試験受験申込書
- ② 超音波検査士認定試験個人票および受験票
- ③ 超音波検査実績（20症例の画像つき抄録）
- ④ 超音波専門医による推薦状
- ⑤ 看護師免許証（写）、准看護師免許証（写）、臨床検査技師免許証（写）または診療放射線技師免許証（写）

まず、各領域の試験委員により、「20症例の画像つき抄録」が審査される。その結果、修正・加筆を求められることや、内容が不十分な場合には、それだけで不合格になることがある。抄録については、領域ごとに指定される疾患内容に従って、自分が超音波検査を行った症例の超音波画像を貼り付けて、そのスケッチを描き、所見を適切な用語（本学会が発刊している「医用超音波用語集」と「超音波検査士研修ガイドライン」に従うことが望ましい）を使用しながら詳細に解説し、達した診断を記載して、超音波専門医の承認を得ることが必要である。なお、健診領域では、確定した診断を知り得ない場合も多いので、異常所見から考えられる鑑別診断を列挙することになる。

認定に要する費用は、受験料20,000円、合格した場合には認定料5,000円である。

筆記試験は、基礎（35題）および選択した臨床領域（35題）の2つを受ける。なお、超音波検

査士試験に合格した者は、次年度に限り、基礎の試験を免除される。試験問題は、「超音波検査士研修ガイドライン」の範囲から出題されるものがほとんどである。過去の試験問題集は、「超音波検査士認定試験問題集第3版」として医歯薬出版より販売されている。

更新・評価方法

超音波検査士資格の有効期限は、5年間とし、更新手続きは5年ごとに行う。資格更新には、本学会の会員であること、および超音波検査士の認定または前回の資格更新を受けてから5年間に、研修・業績単位を25単位以上取得していることを必要とする。単位の内訳は、本学会の学術集會に出席すれば15単位、学術集會で発表すればさらに10単位、学会誌「超音波医学」に論文を発表すれば20単位、本学会地方会に出席5単位・発表5単位など、詳細な規定がある。例を挙げると、5年のうち1回だけ学術集會で発表（症例報告でもよい）すれば、25単位が達成される。また、本学会だけでなく、ほかの学会・研究会・講習会でも、関連学会として認められたものに出席すれば、単位取得が可能である。この更新のための必要単位数25単位が多いか少ないかは議論が多い。また、学会出席や論文発表だけで超音波検査士の技術を測ることが妥当か否かも今後の課題である。

今後の発展

2006年4月から、改正された「臨床検査技師等に関する法律」が施行されている。臨床検査技師は、従来は「医師の指導監督の下に」超音波検査を行っていたが、新しい法律では「医師の指示の

下に」行うことになった。さらに、この法律の附帯決議に、「医師の具体的な指示を直接受けられない場合は、相当程度の知識・経験を有した臨床検査技師が検査を行うよう周知に努めること」とある。つまり、国は臨床検査技師に検査施行の主導権を認める方向に動いている。しかし、「相当程度の知識・経験を有する臨床検査技師」の育成や認定には、国はほとんどまったく関与しておらず、この方面の仕事の一つが、この超音波検査士認定制度ととらえることができる。

2012年より腹部領域の上級の超音波検査士として腹部領域の指導検査士制度を新たに設けることになった。心臓領域においては2007年より日本心エコー図学会が専門技師制度を導入しているが、これに対応するものに位置付けられる。

メリット

超音波検査士資格を取ればいいことがあるか？はっきりと確約された現実的メリットは何もない。施設によっては給与が少し上がることもあるらしいが、ごく一部である。再就職する際に、採用者がこの資格を重要視する場合もある。同じレベルの人間であれば、当資格を持っている者を採用するという事は少なくはないであろう。超音波検査士が施行した超音波検査は、保険点数が高くなるということを期待する向きもあるが、現行の保険制度は正論でのみ動くものではないので、夢のまた夢かもしれない。結局、メリットは“誇り”ということになる。すべての“認定試験”が完璧ではありえない。他人に“誇り”を認定してもらわなくても、自分はしっかりと技術と知識で検査を施行しているのだという自信に溢れ、日々努力を怠らない人はわざわざ受験することもなかろう。